

平生地区 協議の結果

平産業第 821-2 号
令和 7 年 1 月 31 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平生町長 浅本 邦裕

市町村名 (市町村コード)	平生町 (353442)
地域名 (地域内農業集落名)	平生地区 (小和田、西分、田布路木、山田、萩原、沼、西原、上殿、長迫、松尾、高須、栄町、大正町、上横土手、下横土手西浜、西の町、磯崎、竪ヶ浜東、竪ヶ浜中、竪ヶ浜西、荒木、新開、人島、新市、裏町、戎町、土手町東西、桜町、新町、新湊)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月12日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地区全体の高齢化が進み、今後担う者が新たに農地を引き受けることが難しく、新たな農地の受け手の確保が必要となっている。
 ・担い手の減少に伴い、耕作放棄地が増加しており、農用地及び水路・農道等農業用施設の維持管理を行えるような対策が必要となっている。
 ・太陽光発電施設への転用の影響により、耕作条件が悪化して改善が必要な農地がある。
 ・イノシシ等の有害鳥獣対策は個人個人が対策を行っているが、場所によっては農作物被害が深刻となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域の農地利用は、中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。農地の集約化については条件の良い農振農用地を優先して取り組んでいく。
 ・高収益作物であるいちご等の施設野菜の産地拡大に取り組む。高齢等により耕作の継続が難しくなってきた経営体についてはスムーズな継承を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	81 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域内の農用地(農振農用地)を基本的な対象とするが、平生地区は大部分が農業振興地域外のため補助事業の活用のある農業者の農地を区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・中心経営体の意向を継続的に確認し、集積・集約化の取り組みを進める。 ・地区外からの経営体の受け入れについても検討する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・中心経営体等が具体的に集積・集約化に取り組む際には積極的に農地中間管理機構を活用する。 ・ハウス等の施設を設置する場合は原則、農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・基盤整備事業の活用は難しい。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・兼業農家の育成に取り組み、将来の担い手候補として継続した支援に取り組む。 ・新たに農業を開始する者や経験年数の浅い農業者については、JAや農業大学校等の初心者向け研修の参加を促し、安定経営に向けて支援する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる防除作業等は、近隣農家でまとめてJAやドローン防除会社等への委託を進める。